

13 申込みに際しての注意事項

(1) 市営住宅への申込みについて

- ① 入居に当たっては、関係機関への照会などのため、入居可能な住宅であっても、入居までにある程度の期間が必要となります。
- ② 事実と違う内容で申込みをしていたことが判明した場合は、申込みは無効となります。また、入居後にその事実が判明した場合は、入居許可を取り消すこととなります。

(2) 家賃について

- ① 入居後も、収入及び世帯状況等により、毎年家賃が変わります。また、法改正により、算定方法等が変更された場合、所得の増減に関係なく家賃が上昇する可能性があります。
- ② 次年度の家賃を決定するため、入居後は毎年「収入申告」の提出が必要となります。提出されない場合は、収入に関わらず設定する最高家賃額の「近傍同種の住宅の家賃」が適用されます。
- ③ 家賃決定通知等により収入超過者として認定された場合は、住宅の明渡努力義務が生じ、通常より高い家賃を支払っていただきます。
さらに、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。

(3) 市営住宅の室内設備について

- ① 募集する住宅は、生活上支障のないよう、最低限の修繕（修理）・清掃を行っていますが、ある程度の汚れや傷、破損等はそのままになっていますので、その点をご了解の上お申し込みください。
- ② 募集する住宅は、建設年度において当時の生活様式を勘案して設計し施工されています。したがって、電気容量が小さいなど、電気製品の使用で不都合が生じる場合がありますので御了承ください。
- ③ 入居中に発生した破損・故障の修繕（修理）については、軽微なものや修繕の内容によっては、入居者の方に費用を負担していただく場合があります。
- ④ 住宅使用に当たり、故意・過失や通常の手入れを怠ったことにより生じた傷や損耗・汚損など損害が発生した場合は、損害を賠償していただくことになります。
- ⑤ 退去時には、入居者の負担で畳・襖等の張り替えを必ず行っていただきます。また、室内の片付け・設置した浴槽等の撤去・破損箇所の原状回復なども行っていただきます。

(4) 浴槽設置のない市営住宅での浴槽等の取扱いについて

- ① 団地によっては、浴槽・風呂釜（ボイラー）が設置されていません。こうした住宅の場合は、入居者負担により浴槽・風呂釜（ボイラー）を設置していただくことになります。
- ② ただし、市の基準に適合する場合は、前入居者が浴槽・風呂釜（ボイラー）を残置している場合があります。
この場合、引き続きその浴槽等を使用することも可能ですが、その維持・補修など一切の管理は次の入居者の責任で行っていただくことになり、退去時も入居者の負担で撤去をしていただきます。
- ③ 入居する際、残置された浴槽等を使用しない場合は市で撤去しますが、改めて浴槽等を設置する費用は入居者負担となります。

(5) 市営住宅共用部分の管理について

- ① 共同施設・共同設備に係る費用（共益費）が、毎月の家賃とは別に必要となります。
なお、共益費の設定・徴収方法は、各団地ごとに異なります。
- ② 団地内の共同施設・共同設備の維持管理（敷地内清掃や草木の手入れ等）は、各団地の取り決めにより、入居者において共同で行っていただきます。

(6) 市営住宅の駐車場について

- ① 団地によっては、全入居者が使用できる区画がない場合があります。
また、トラブル防止のため、許可を受けた駐車区画以外の場所や路上などへの駐車は禁止です。
- ② 駐車場を使用する際は、駐車場使用許可申請が必要です。また、使用に当たっては、家賃とは別に駐車場使用料が必要です。

(7) 入居について

- ① ペットの飼育はできません。また、違反して飼育したことで、住宅に損害を発生させたり、近隣とのトラブルが生じた場合は、住宅の明渡しを求める場合があります。
- ② 騒音など近隣の迷惑となる行為・トラブルを起こした場合は、住宅の明渡しを求める場合があります。
- ③ 許可を受けた入居者以外の入居（他人への又貸し、無許可での同居）や他人への入居権利の譲渡、住宅以外の用途での使用などはできません。
- ④ 請書の提出が必要です。
- ⑤ 緊急連絡人（1人）の届出が必要です。
※ 緊急連絡人とは、入居者の安否確認又は事件事故等緊急事案発生などの緊急時の際、入居者と連絡が取れない場合に連絡する人です。
緊急連絡人へ家賃滞納などの支払をお願いすることはありません。
- ⑥ 入居手続後に緊急連絡人に対し、入居者の緊急連絡人であることを確認させていただきます。
- ⑦ 敷金（家賃の2ヶ月分）を納めていただきます。
- ⑧ 入居許可後は、速やかに引っ越しして、15日以内に住民票の異動手続きをしていただき、入居者全員の住民票（本籍記載）の写し（1通）を提出していただく必要があります。
入居許可後、一定期間内に入居されない場合は、許可の取消となります。
- ⑨ 市営住宅への入居後、申込者本人が死亡し、又は退去した場合において、同居者が引き続き市営住宅の居住を希望する場合、申請を行うことができる方は、原則として、現に同居している方になります。

申込み・入居されようとする住宅の内見については、期間や住宅によっては対応可能な場合があります。詳しくは、裏表紙の問い合わせ先にご確認ください。